

## 西脇市・黒田庄町合併協定調印式次第

日時 平成16年11月25日（木）午後2時～  
会場 西脇市立音楽ホール アピカホール

- |             |                            |                        |
|-------------|----------------------------|------------------------|
| 1 開式のことば    | 西脇市収入役                     | 高瀬 寿之                  |
| 2 合併協議の経過報告 | 合併協議会幹事長<br>黒田庄町助役         | 藤原 泰一                  |
| 3 合併協定書調印   | 西脇市長<br>黒田庄町長              | 内橋 直昭<br>東野 敏弘         |
| 4 立会人署名     | 兵庫県副知事                     | 合併協議会委員<br>藤本 和弘       |
| 5 合併協定書披露   |                            |                        |
| 6 主催者挨拶     | 西脇市長<br>黒田庄町長              | 内橋 直昭<br>東野 敏弘         |
| 7 来賓祝辞      | 兵庫県副知事<br>衆議院議員<br>兵庫県議会議員 | 藤本 和弘<br>井上 喜一<br>山本 章 |
| 8 来賓紹介      |                            |                        |
| 9 謝辞        | 西脇市助役                      | 來住 壽一                  |
| 10 ピアノ演奏    |                            | 長井 典子                  |
| 11 閉式のことば   | 黒田庄町収入役                    | 松原 照幸                  |

# 合併協議の経過報告

## 1 合併協議の経過

年 月 日	内 容
平成15年 8月12日	西脇市・黒田庄町合併研究会設置 第1回西脇市・黒田庄町合併研究会
平成15年10月23日	第2回西脇市・黒田庄町合併研究会
平成15年11月 5日	西脇市・黒田庄町合併協議会設置議案が両市町議会で可決
平成15年11月 7日	西脇市・黒田庄町合併協議会設置
平成15年11月 7日 ～ (11月21日)	「合併に関する住民意向調査」の実施 <対象等> 両市町に居住する4,000人(高校1年生相当年齢以上) <回収数> 1,847(回収率46.2%)
平成15年11月14日	第1回西脇市・黒田庄町合併協議会
平成15年11月26日	兵庫県より『今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」』の指定
平成15年12月19日	第2回西脇市・黒田庄町合併協議会
平成15年12月26日	第1回新市まちづくり計画検討小委員会
平成16年 1月20日	第3回西脇市・黒田庄町合併協議会
平成16年 1月29日	第2回新市まちづくり計画検討小委員会
平成16年 2月19日	第4回西脇市・黒田庄町合併協議会
平成16年 2月23日	第3回新市まちづくり計画検討小委員会
平成16年 3月15日	第4回新市まちづくり計画検討小委員会
平成16年 3月19日	第5回西脇市・黒田庄町合併協議会
平成16年 4月 8日	第5回新市まちづくり計画検討小委員会
平成16年 4月15日	第6回西脇市・黒田庄町合併協議会
平成16年 5月19日	第6回新市まちづくり計画検討小委員会
平成16年 5月26日	第7回西脇市・黒田庄町合併協議会
平成16年 6月24日	第7回新市まちづくり計画検討小委員会
平成16年 6月30日	第8回西脇市・黒田庄町合併協議会
平成16年 7月12日 ～ ( 8月25日)	「合併に関する住民説明会」の開催 <会場数> 22会場 <出席数> 1,102人
平成16年 7月21日	第8回新市まちづくり計画検討小委員会
平成16年 7月29日	第9回西脇市・黒田庄町合併協議会
平成16年 8月26日	第10回西脇市・黒田庄町合併協議会
平成16年 9月 2日	第9回新市まちづくり計画検討小委員会
平成16年 9月 6日	第11回西脇市・黒田庄町合併協議会
平成16年 9月30日	第12回西脇市・黒田庄町合併協議会
平成16年11月 5日	第13回西脇市・黒田庄町合併協議会
平成16年11月11日 ～ (11月18日)	「合併に関する住民説明会」の開催 <会場数> 3会場 <出席数> 566人
平成16年11月25日	第14回西脇市・黒田庄町合併協議会 西脇市・黒田庄町合併協定調印式

## 2 合併協議会の協議経過

回数・日時・場所	内 容
<p>&lt;第1回&gt; 平成15年11月14日 午前9時15分～ 西脇市民会館</p>	<p>【報告事項】 報告第1号 西脇市・黒田庄町合併協議会規約について 報告第2号 西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議書について 報告第3号 西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程について 報告第4号 西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程について 報告第5号 西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程について 報告第6号 西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程について 報告第7号 西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程について 報告第8号 平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について 報告第9号 西脇市・黒田庄町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について 報告第10号 合併協定項目及び協議の方針について 報告第11号 住民意向調査について 報告第12号 西脇市・黒田庄町合併協議会スケジュールについて</p> <p>【確認事項】 協議第1号 西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程について 協議第2号 西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴規程について 協議第3号 西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等閲覧規程について</p>
<p>&lt;第2回&gt; 平成15年12月19日 午後1時30分～ 黒田庄町中央公民館</p>	<p>【報告事項】 報告第13号 今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について 報告第14号 「住民意向調査」の結果（中間報告）について</p> <p>【確認事項】 協議第4号 新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について 協議第5号 合併の方式について 協議第6号 合併の期日について 協議第7号 新市の名称について 協議第8号 新市まちづくり計画検討小委員会の設置について</p>
<p>&lt;第3回&gt; 平成16年1月20日 午後1時30分～ 西脇市生涯学習まちづくりセンター</p>	<p>【報告事項】 報告第15号 「住民意向調査」の結果について 報告第16号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について</p> <p>【確認事項】 協議第9号 新市の事務所の位置について 協議第10号 財産の取扱いについて 協議第11号 一般職の職員の身分の取扱いについて 協議第12号 条例・規則等の取扱いについて 協議第13号 町・字の区域及び名称の取扱いについて 協議第14号 慣行の取扱いについて 協議第15号 各種事業（都市交流事業）の取扱いについて 協議第16号 各種事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて</p>
<p>&lt;第4回&gt; 平成16年2月19日 午後1時30分～ 黒田庄町中央公民館</p>	<p>【報告事項】 報告第17号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について</p> <p>【確認事項】 協議第17号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて （一部継続） 協議第18号 地方税の取扱いについて 協議第19号 特別職の身分の取扱いについて （一部継続） 協議第20号 使用料・手数料等の取扱いについて 協議第21号 国民健康保険事業の取扱いについて 協議第22号 介護保険事業の取扱いについて</p>

回数・日時・場所	内 容
<p>&lt;第5回&gt; 平成16年3月19日 午後1時30分～ 西脇市コミュニテ ィセンター 西脇 区会館</p>	<p>【報告事項】 報告第18号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について</p> <p>【確認事項】 協議第23号 消防団の取扱いについて 協議第24号 各種事業（納税関係事業）の取扱いについて 協議第25号 各種事業（生活保護事業）の取扱いについて 協議第26号 各種事業（勤労者・消費者関連事業）の取扱いについて 協議第27号 平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について</p>
<p>&lt;第6回&gt; 平成16年4月15日 午後1時30分～ 黒田庄町中央公民館</p>	<p>【報告事項】 報告第19号 西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議の一部を 変更する協議書について 報告第20号 西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程等の一部を改正 する規程について 報告第21号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について</p> <p>【確認事項】 協議第28号 公共的団体等の取扱いについて 協議第29号 補助金・交付金等の取扱いについて 協議第30号 各種事業（防災関係事業）の取扱いについて 協議第31号 新市まちづくり計画（将来像）について</p>
<p>&lt;第7回&gt; 平成16年5月26日 午後1時30分～ 西脇市生涯学習ま ちづくりセンター</p>	<p>【報告事項】 報告第22号 西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議の一部を 変更する協議書について 報告第23号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について</p> <p>【確認事項】 協議第32号 各種事業（電算システム事業）の取扱いについて 協議第33号 各種事業（交通関係事業）の取扱いについて 協議第34号 各種事業（保育事業）の取扱いについて 協議第35号 平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算について</p>
<p>&lt;第8回&gt; 平成16年6月30日 午後1時30分～ 黒田庄町中央公民館</p>	<p>【報告事項】 報告第24号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について 報告第25号 合併の期日の検討内容について</p> <p>【確認事項】 協議第36号 一部事務組合等の取扱いについて 協議第37号 各種事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて 協議第38号 各種事業（建設関係事業）の取扱い(その1)について 協議第39号 各種事業（上・下水道事業）の取扱い(その1)について 協議第40号 各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについて</p>
<p>&lt;第9回&gt; 平成16年7月29日 午後1時30分～ 西脇市生涯学習ま ちづくりセンター</p>	<p>【報告事項】 報告第26号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について</p> <p>【確認事項】 協議第41号 事務組織及び機構の取扱いについて 協議第42号 各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取 扱いについて 協議第43号 各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて 協議第44号 各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて 協議第45号 各種事業（学校教育事業）の取扱いについて 協議第46号 各種事業（文化振興事業）の取扱いについて</p>
<p>&lt;第10回&gt; 平成16年8月26日 午後1時30分～ 黒田庄町中央公民館</p>	<p>【確認事項】 協議第47号 各種事業（建設関係事業）の取扱い(その2)について 協議第48号 各種事業（上・下水道事業）の取扱い(その2)について 協議第49号 各種事業（その他事業）の取扱いについて</p>

回数・日時・場所	内 容
<p>&lt;第11回&gt; 平成16年9月6日 午後6時30分～ 西脇市生涯学習まちづくりセンター</p>	<p>【報告事項】 報告第27号 「住民説明会」の結果について 報告第28号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について</p> <p>【確認事項】 協議第52号 各種事業（農林水産関係事業）の取扱いについて 協議第53号 各種事業（社会教育事業）の取扱いについて</p>
<p>&lt;第12回&gt; 平成16年9月30日 午後1時30分～ 西脇市生涯学習まちづくりセンター</p>	<p>【確認事項】 協議第6号の2 合併の期日について（再協議） 協議第50号の2 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議） 協議第17号の2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議） 協議第19号の2 特別職の身分の取扱いについて（継続協議） 協議第51号の2 各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて（継続協議）</p>
<p>&lt;第13回&gt; 平成16年11月5日 午後6時30分～ 黒田庄町中央公民館</p>	<p>【確認事項】 協議第54号の2 新市建設計画について（継続協議） 協議第55号 合併協定項目に係る調整内容の変更・修正について 協議第56号 平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会補正予算（第1号）について</p>
<p>&lt;第14回&gt; 平成16年11月25日 午後1時～ 西脇市立音楽ホール</p>	<p>【報告事項】 報告第29号 新市建設計画に係る県との協議結果について 報告第30号 「住民説明会」の結果について</p>

### 3 新市まちづくり計画検討小委員会の協議経過

回数・日時・場所	内 容
<p>&lt;第1回&gt; 平成15年12月26日 午後7時～ 西脇市生涯学習まちづくりセンター</p>	<p>今後の小委員会の協議の進め方について 新市将来構想の策定手順について 計画の先進事例について</p>
<p>&lt;第2回&gt; 平成16年1月29日 午後3時～ 西脇市生涯学習まちづくりセンター</p>	<p>都市像と将来像について 合併の必要性和効果について 住民意向調査の結果概要について 両市町の現状・主要課題について &lt;ワークショップ&gt; 新市の将来像・基本理念について &lt;ワークショップ&gt;</p>
<p>&lt;第3回&gt; 平成16年2月23日 午後6時30分～ 西脇市生涯学習まちづくりセンター</p>	<p>前回のワークショップの取りまとめについて 新市の基本理念と将来像について 新市の都市構造について &lt;ワークショップ&gt; 新市まちづくり計画（将来構想部分）の中間報告について</p>
<p>&lt;第4回&gt; 平成16年3月15日 午後6時30分～ 西脇市生涯学習まちづくりセンター</p>	<p>主要指標の見通しについて 新市の都市構造について 新市の基本理念について 新市の将来像について 新市まちづくり計画（将来構想部分）の中間報告について</p>
<p>&lt;第5回&gt; 平成16年4月8日 午後6時30分～ 西脇市生涯学習まちづくりセンター</p>	<p>計画素案についての意見及び対応について 新市将来計画の策定手順について 新市まちづくりの基本方針について 主要施策について</p>

回数・日時・場所	内 容
<p>&lt;第6回&gt; 平成16年5月19日 午後6時30分～ 西脇市生涯学習まちづくりセンター</p>	<p>新市の将来像について 新市まちづくりの基本方針について 合併に伴う財政措置及び財政計画について</p>
<p>&lt;第7回&gt; 平成16年6月24日 午後6時30分～ 西脇市生涯学習まちづくりセンター</p>	<p>新市のまちづくりの理念と将来像 新市の主要施策について 公共的施設の統合整備と適正配置について</p>
<p>&lt;第8回&gt; 平成16年7月21日 午後6時30分～ 西脇市生涯学習まちづくりセンター</p>	<p>新市まちづくり計画の素案について 計画策定スケジュール及び今後の小委員会活動について</p>
<p>&lt;第9回&gt; 平成16年9月2日 午後6時30分～ 西脇市生涯学習まちづくりセンター</p>	<p>計画素案の主な変更点及び住民説明会での意見について 財政計画について 新市の主要事業及び県実施事業について 小委員会からの提言書について 協議会での最終報告及び今後のスケジュールについて</p>

#### 4 今後のスケジュール(案)

予 定 時 期	内 容
平成16年	
12月	両市町議会に合併関連議案を提案・議決
12月	合併(廃置分合)申請書の提出
平成17年	
3月	合併(廃置分合)の県議会議決
4月	総務大臣の告示
6月	兵庫県関係条例等改正議決
<b>10月1日</b>	<b>新市の発足</b>

# 合併協定書

平成16年11月25日

西 脇 市

黒田庄町



- 1 合併の方式  
西脇市及び黒田庄町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。
- 2 合併の期日  
合併の期日は、平成17年10月1日とする。
- 3 新市の名称  
新市の名称は「西脇市」とする。
- 4 新市の事務所の位置  
新市の事務所の位置は、西脇市郷瀬町605番地（現在の西脇市役所）とする。  
現在の黒田庄町役場については、当分の間、新市の支所（地域総合事務所）とする。
- 5 財産の取扱い  
両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い  
新市の議会の議員の定数については、20人とする。  
議会の議員の任期については、合併特例法第7条の在任特例は適用せず、合併の日から50日以内に設置選挙を実施する。
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い  
新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は20人とする。  
両市町の農業委員会の選挙による委員であった者については、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。  
在任特例期間中の選挙による委員の報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。
- 8 地方税の取扱い  
個人市民税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。



法人市民税については、西脇市の例により統合する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成19年度末までは現行の税率を採用し、不均一課税とする。

固定資産税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。

軽自動車税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により統合する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。

市たばこ税については、現行のとおりとする。

鉦産税については、現行のとおりとする。

都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、西脇市の例により調整する。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

両市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、新市発足時に統一する。

職員の給料については、適切な職員の処遇を行うための方針を整理し、具体的な実施に当たっては、新市において財政状況を考慮しつつ段階的に調整する。

## 10 特別職の身分の取扱い

市長、助役、収入役及び教育長

任期等は、法令の定めるところによる。給料の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。

議会議員及び農業委員会委員

報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。

教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員

委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。

その他特別職

その他特別職（消防団を除く。）で新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。

11 条例・規則等の取扱い

協議会で、協議・確認された各種事務事業等の調整方針に基づき、以下の区分により整備するものとする。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの

新市において一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの  
新市において逐次制定し、施行させることとするもの

12 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構については、「新市における組織・機構の整備方針」を基本とし、その趣旨に沿った組織機構を構築する。

支所（黒田庄地域総合事務所）については、合併前の黒田庄町の区域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。

13 一部事務組合等の取扱い

兵庫県市町村職員退職手当組合、北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園、播磨内陸医務事業組合、北播磨清掃事務組合、西脇多可行政事務組合、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

兵庫県町交通災害共済組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。ただし、共済期間満了日に当該組合を脱退する。

兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、合併の前日をもって当該組合等を脱退する。また、西脇市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続するものとする。

播磨内陸広域行政協議会については、合併の前日をもって当該協議会を脱会し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

14 使用料・手数料等の取扱い

各種施設の使用料については、現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努める。

手数料については、住民の一体性の確保を図るため新市発足時に統一する。

道路占用料については、新市発足時に西脇市の例により統合す

る。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合又は再編の調整に努めるものとする。

両市町に共通している団体は、新市発足時に統合又は再編するよう調整に努める。

統合又は再編に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。

独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。

16 補助金・交付金等の取扱い

現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては合併年度までとし、翌年度以降については、従来からの経緯、実情に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から調整する。

同一あるいは同種の補助金・交付金等については、統一の方向で調整する。

独自の補助金・交付金等については目的を明確化し、従来の実績等を考慮して調整する。

17 町・字の区域及び名称の取扱い

西脇市及び黒田庄町の大字又は字の区域については、現行のとおりとする。

西脇市の大字名及び字名は現行のとおりとする。

黒田庄町の大文字名は、現行の大文字名の前に現町名（黒田庄町）を付した大文字名とし、字名については現行のとおりとする。

18 慣行の取扱い

市章については、新市発足までに調整する。

市民憲章については、新市において調整する。

市の木については、新市において調整する。

市の花については、新市において調整する。

新都市像については、新市において調整する。

名誉市民については、新市に引き継ぐ。

市民表彰については、新市において調整する。

宣言については、新市において調整する。

市歌については、新市において調整する。

19 国民健康保険事業の取扱い

賦課方式については、現行のとおり4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）とする。

保険税率については、新市において新たな税率を定める。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成17年度末までは現行のとおりとする。

保険税の納期については、西脇市の例により調整する。

国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。

20 介護保険事業の取扱い

保険料については、平成17年度末までは現行のまま賦課し、平成18年度以降は、平成17年度に策定する新市介護保険事業計画で定める。

保険料の普通徴収に係る納期については、現行のとおり6月から3月までの10期とする。

保険料の減免措置については、新市発足時に再編する。

21 消防団の取扱い

消防団については、西脇市の例により新市発足時に統合する。なお、黒田庄町特設分団については、新市においても設置する。

両市町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとし、組織については、新市発足までに調整する。また、定数については、新市において適正化を図る。

消防協力員の体制等については、新市発足時に統合整備する。ただし、補償等については、黒田庄町の例により統合する。

消防団員報酬及び手当については、西脇市の例により新市発足までに調整する。

消防団員退職報償金については、黒田庄町の例により新市発足時に統合する。

## 22 各種事業の取扱い

### 22 - 1 都市交流事業

姉妹都市・友好都市については、新市においても交流を継続する。

### 22 - 2 電算システム事業

電算システム事業については、円滑な住民サービスが確保できるよう、安全性及び確実性を最優先し、既存の電算システムを有効活用しながら、新市発足時に可能な限り統合を行うものとする。

### 22 - 3 広報広聴関係事業

広報誌については、新市においても定期的に発行する。  
市勢要覧については、新市において作成する。  
ホームページについては、新市において開設する。  
広聴活動については、新市において調整する。

### 22 - 4 納税関係事業

納税組合については、新市発足時に西脇市の例により調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。  
前納報奨金については、新市発足時に廃止する。

### 22 - 5 防災関係事業

地域防災計画については、新市において速やかに策定する。  
なお、災害発生時の応急対策については、新市発足までに調整する。

黒田庄町防災行政無線については、現行のまま新市に引き継ぎ、その活用及び西脇市の区域への導入は新市において検討する。

防災関係機関及び団体等との協力協定については、新市において必要な見直しを行う。

### 22 - 6 交通関係事業

コミュニティバス運行事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、運行形態等については新市において検討する。

福祉送迎車運行事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、運行形態等については新市において検討する。

J R 加古川線の利用促進及び沿線の活性化策については、新市においても継続して実施する。

## 22 - 7 人権政策推進事業（女性施策含む。）

隣保館事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、各館の実情に応じて実施する。

人権推進協議会については、新市において再編に向け調整する。

人権教育協議会については、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。

人権教育推進員・委員については、現行のまま新市に引き継ぎ、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。

人権啓発事業については、新市において効率的・効果的な啓発を検討し、再編する。

男女共同参画基本プランについては、新市において見直す。ただし、見直し完了までの間は、西脇市の男女共同参画基本プランにより事業推進を行う。

## 22 - 8 保健衛生事業

し尿処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。

浄化槽汚泥処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。

西脇市高松霊園については、新市に引き継ぐ。

環境審議会については、新市において新たに設置する。

## 22 - 9 各種福祉事業

母子等年金（市町単独福祉年金）支給事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。

障害者年金（市町単独福祉年金）支給事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。

敬老金支給事業については、新市において節目支給を検討し、再編する。

乳幼児福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。

ア 乳児医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。

イ 幼児医療費助成については、新市発足までに調整する。

母子家庭等医療費助成事業については、新市発足までに調整する。

## 22 - 10 保育事業

公立（町立）保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

保育料については、新市発足時に西脇市の例により調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

## 22 - 11 生活保護事業

生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、西脇市の例により新市の福祉事務所において実施する。

## 22 - 12 健康づくり事業

母子保健事業（訪問事業）については、現行のまま新市に引き継ぐ。

母子保健事業（相談事業、健診事業）の対象、回数、会場については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、内容については調整する。

子育て支援ネットワークについては、新市に引き継ぐ。

予防接種事業については、新市発足時に再編する。

成人・老人保健事業（集団健康教育・相談事業、健康診査事業、人間ドック受診助成事業）については、新市発足時に再編する。

成人・老人保健事業（個別健康教育・相談事業）については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

健康づくり推進協議会については、新市において新たに設置する。

## 22 - 13 農林水産関係事業

### 農業関係事業

ア 農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び地域農業マスタープランについては、新市において速やかに策定する。

イ 合併の前日における認定農業者については、新市の認定農業者とする。また、認定基準については新市発足時に統一する。

ウ 農業振興に係る市町単独補助事業については、新市発足時に再編する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

エ 生産調整（転作）については、新市発足時に西脇市の例により調整する。

オ 農業イベントについては、現行のまま新市に引き継ぎ、新市の農業イベントとして実施する。

カ 有機の里づくり推進事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

キ 農業関係資金利子補給制度については、新市発足時に再編する。

### 畜産関係事業

畜産共進会、共励会については、現行のまま新市に引き継ぐ。

#### 林業関係事業

ア 森林整備計画については、新市において速やかに策定する。

イ 治山事業に係る分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、継続事業については現行のとおりとする。

#### 土地改良事業

ア 土地改良事業に係る分担金については、新市発足時に再編する。ただし、継続事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

イ 土地改良事業に係る黒田庄町単独補助事業については、新市発足時に事業区分による補助率を見直し、当分の間黒田庄町の区域において実施する。ただし、新市発足時に施工中の事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

### 22 - 14 商工・観光関係事業

市単独中小企業事業資金融資制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。

融資保証料補給事業については、新市発足時に再編する。

企業立地奨励制度については、新市発足時に再編する。

商工・観光イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに調整する。

### 22 - 15 勤労者・消費者関連事業

勤労者支援に関する資金融資事業については、新市に引き継ぐ。

消費生活相談事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

### 22 - 16 建設関係事業

公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぐ。

公営住宅使用料の算定基礎については、新市において速やかに統一する。

住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画については、現行の計画を基本に新市において策定する。

都市計画区域の指定については、現行のまま新市に引き継ぐ。

都市計画決定を行った道路、公園及び土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市



の総合計画に基づき新市において策定する。

道路照明灯・防犯灯の設置及び維持管理については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

市道・町道については、現行のまま新市の市道として引き継ぎ、新市において新たな市道認定基準を定め、認定道路の見直しを行う。

道路及び河川改良事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、黒田庄町の区域については、当分の間、認定外道路及び排水路改良事業を対象に、現行の黒田庄町単独補助事業を実施する。

急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金は、新市発足時に黒田庄町の例により調整する。

## 22 - 17 上・下水道事業

上水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。

簡易水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。

水道料金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。

給水加入分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

検針及び料金徴収については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

下水道事業等及びその認可区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。

下水道事業等の受益者負担金・分担金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。

下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。納付方法については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

水洗化促進事業については、新市において再編する。

## 22 - 18 学校教育事業

通学区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。

A L T（英語指導助手）招致事業については、新市において西脇市の例により調整する。

学校園建築・大規模改修・耐震診断等については、新市において早期に整備計画を立て、順次実施する。

幼稚園保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により統合する。

幼稚園降園バス事業については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。

預かり保育については、現行のまま新市に引き継ぐ。

要・準要保護就学援助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に再編する。

奨学資金については、新市発足時に貸付事業を再編し、給付事業を廃止する。ただし、合併の前日までに両市町で認定したものについては、現行の制度を適用する。

学校給食センターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、給食費等については、新市発足時に再編する。

#### 22 - 19 文化振興事業

市町指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。

指定文化財の維持管理事業については、新市において西脇市の例により調整する。

#### 22 - 20 社会教育事業

子育て学習センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。

放課後児童健全育成事業（学童保育）については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。

高齢者学級については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については、新市において再編する。

各種スポーツ大会については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、黒田庄町の事業については地域振興事業として調整する。

のじぎく兵庫国体推進事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

#### 22 - 21 社会福祉協議会

社会福祉協議会については、新市発足時に統合できるよう調整する。

社会福祉協議会への事業委託及び補助については、社会福祉協議会の事情を尊重し、新市発足までに調整する。

22 - 22 その他事業

指定金融機関、収納代理金融機関等については、西脇市の例により調整する。

23 新市建設計画

新市建設計画については、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

# 調 印 書

西脇市及び多可郡黒田庄町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく西脇市・黒田庄町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年11月25日

西 脇 市 長

---

黒 田 庄 町 長

---

# 西脇市・黒田庄町合併協定調印式

平成16年11月25日（木）午後2時から、西脇市立音楽ホールで西脇市・黒田庄町合併協定調印式が行われました。

調印式では、経過報告の後、藤本和弘兵庫県副知事をはじめ多くの方が見守る中、44の協定項目が記された合併協定書に内橋直昭西脇市長、東野敏弘黒田庄町長が調印し、続いて立会人として合併協議会委員、特別立会人として藤本副知事が署名を行い、新「西脇市」発足に向けての新たな一歩を踏み出しました。

固い握手を交わす副知事・両市町長



協定書を披露する両市町長



協定書に調印する両市町長



協定書に署名する協議会委員



協定書に署名する兵庫県副知事



西脇市長あいさつ



黒田庄町長あいさつ



藤本副知事 祝辞



山本県会議員 祝辞



調印式の様子



調印式の様子



## 合併協定書



## 西脇市・黒田庄町合併協議会委員

